

介護給付適正化に向けた取組目標、実施内容等

介護給付 適正化全般	現状と課題（第5期介護給付適正化計画における実施状況等）
	<現状> ①第5期介護給付適正化計画では、事業者に対し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを提供するよう促し、適切なサービスの確保を図ることにより資源や費用の効率化につなげていくため、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知、給付実績の活用について5つの事業において目標を定め実施してきた。 ②受給者が真に必要とする過不足のないサービスの提供を事業者に促すため、ケアプラン点検に取り組んだが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での点検が実施できず、点検件数を増やすことができなかった。 ③福祉用具専門相談員や介護職員のスキルアップを目的とした動画配信による研修を実施したが、参加者が少なかった。 ④事前にリハビリテーション等の専門職によるアドバイスを受けることとしている区独自施策の高齢者住宅設備改善給付と住宅改修を併用する場合に限り、リハビリテーション等の専門職によるアドバイスを実施することができたが、ごく一部であった。 ⑤特に有効性が高いと見込まれる帳票の確認を重点的に実施した。 <課題等> ①認定調査結果や認定審査会委員等による審査結果の平準と適正な実施を維持し続ける必要がある。 ②感染症の拡大により、従来の対面による点検が実施できない中で書面による点検を実施したが、双方向のプラン作成が難しく、一方的な考え方を伝えるだけになってしまう。しかし、従来の対面方式も時間や労力の面から介護支援専門員（ケアマネジャー）の負担が大きく、効果的かつ効率的な方法を検討する必要がある。 ③動画配信による研修のほか、介護保険サービス事業者連絡協議会の各サービス連絡会において定期的に制度の案内等を実施し、適切な住宅改修や福祉用具のあり方について普及啓発を行う。 ④適正化について地域のリハビリテーション専門職等と連携できるような仕組みづくりを検討する。 ⑤現在活用できていない帳票について、国保連等が開催する研修に引き続き積極的に参加し有効利用に繋げていく必要がある。
	地域分析をした結果から得られた、管内の利用者やサービスの特徴 （要介護認定率、サービスごとの給付費・受給率等）
	①地域包括ケア「見える化」システムによると、認定率は全国平均や都平均と比較して高いが、近隣区と同程度である。 ②訪問リハビリテーションについて、地域包括ケア「見える化」システムで受給者一人あたり給付費を分析したところ、全国平均や都平均、近隣区と比較して低い。また、第8期の給付費についても計画値を大きく下回った。 ③同様に訪問看護サービスについて分析したところ、受給者一人あたり給付費、受給者一人あたり利用日数・回数ともに全国平均や都平均と比較して高い。
	介護給付適正化事業全体の方向性、保険者としての考え方 （優先的・積極的に実施する事業、重点事項等）
	<方向性・考え方> 第5期介護給付適正化計画の方向性・考え方に基づき、引き続き適正化事業を実施していく。 <優先的・積極的に実施する事業、重点事項等> ケアプラン等の点検： ①福祉用具貸与等の特定のサービスを重点的に確認するなど効率的かつ効果的にケアプラン点検を行い利用者の自立支援に資するケアマネジメントになっているか確認するとともに、サービス提供の実態の確認を通じて、適切なサービスの確保を図っていく。 ②動画配信による研修のほか、介護保険サービス事業者連絡協議会の各サービス連絡会において定期的に制度の案内等を実施し、適切な住宅改修や福祉用具のあり方について普及啓発を行う。 ③適正化について地域のリハビリテーション専門職等と連携できるような仕組みづくりを検討する。 医療情報との突合・縦覧点検： ①現在活用できていない帳票について、国保連等が開催する研修に引き続き積極的に参加し有効利用に繋げる。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
1.要介護認定の適正化 事業実施の基本的な考え方 ↓ 全国一律の基準に基づき、要介護認定を適切に実施する（要介護認定の平準化）。	6	○取組目標
		①指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請および更新申請にかかる認定調査の結果について、点検等の全件実施を維持する。 ②審査会関係者連絡協議会や全体会において情報を共有し、合議体間の審査判定の平準を維持する。 ③適切な認定審査のため、認定審査会委員や訪問調査員の研修等を実施する。 ④介護認定を遅滞なく適正に実施するため、申請から介護認定までの期間等を分析し改善を図っていく。
		○実施内容・方法
		①業務分析データ等を活用して、軽重度変更認定の傾向等を把握するとともに、審査会関係者連絡協議会や全体会において情報を共有する。 ②業務分析データ等を確認し、ばらつきが発生しやすい調査項目や特記事項の記載方法に重点を置いた調査員研修やe-ラーニングの受講を促進する。 ③申請から介護認定までの期間等の適正化を図るため、主治医意見書や調査票について進捗状況の確認や提出の催促を行い、期間の短縮を図る。
	7	○評価
		①指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査票の点検について、全件実施した。 ②審査会関係者連絡協議会や全体会を実施し、事例研究や認定有効期間、申請から認定までの平均日数等の情報共有をし、審査判定の平準化を図った。 ③新任の認定審査会委員に対して新任向けの事前研修を実施した。認定審査会委員全員にe-Learningで受講可能な東京都の介護認定審査会現任委員研修の受講を促した。認定調査の適正化に向け「調査項目の定義の確認」および「見守り」というテーマで訪問調査員研修を区主催で実施した。 ④申請から認定までの日数短縮に向け、審査会や認定調査における業務効率の改善のため、デジタル技術の活用を検討し、タブレット端末の導入に着手した。また月に一度、主治医意見書や認定調査票の点検を行う委託事業所に申請から認定までの平均日数の情報共有を行い、遅滞のないよう、主治医意見書、認定調査票の進捗確認や書類の点検を行った。
		○取組目標
		①指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請および更新申請にかかる認定調査の結果について、点検等の全件実施を維持する。 ②審査会関係者連絡協議会や全体会において情報を共有し、合議体間の審査判定の平準を維持する。 ③適切な認定審査のため、認定審査会委員や訪問調査員の研修等を実施する。 ④介護認定を遅滞なく適正に実施するため、申請から介護認定までの期間等を分析し改善を図っていく。
	8	○実施内容・方法
		①前年度の取り組みを継続する。
		○取組目標
		①指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請および更新申請にかかる認定調査の結果について、点検等の全件実施を維持する。 ②審査会関係者連絡協議会や全体会において情報を共有し、合議体間の審査判定の平準を維持する。 ③適切な認定審査のため、認定審査会委員や訪問調査員の研修等を実施する。 ④介護認定を遅滞なく適正に実施するため、申請から介護認定までの期間等を分析し改善を図っていく。
		○実施内容・方法
		①前年度の取り組みを継続する。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
2.ケアプラン等の点検 事業実施の基本的考え方 ↓ 効率的かつ効果的にケアプラン点検を行うとともに、利用者の自立支援に資するケアマネジメントの実現及び適切なサービスの確保を図る。	6	○取組目標
		①ケアプラン点検を20件実施する。 ②管内すべての事業所が、3年に1度ケアプラン点検を受けられるよう計画的に実施する。 ③福祉用具及び住宅改修等がサービスとして提供されているケアプランを点検し、適正なサービスの確保を図る。
		○実施内容・方法
		①給付適正化について地域のリハビリテーション専門職等と連携できるような仕組みづくりを検討する。 ②「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用したケアプラン点検を実施する。 ③ケアプラン点検の実施結果及び実施内容について、介護保険サービス事業者連絡協議会の各サービス連絡会等で周知・共有を図る。
	7	○評価
		①ケアプラン点検を51件実施した。国のケアプラン点検支援ツールを活用して、項目ごとの数値による評価をもとにした分析結果から助言内容を検討することで点検の効率化を図った。 ②ケアプラン点検のみ5か所、運営指導と合わせて7か所、計12か所の居宅介護支援事業所に点検を実施し、向上ガイドラインに沿ったリアセスメントシートによるケアプラン作成のメリットを合わせて周知した。また、点検結果をケア倶楽部に掲載した。 ③専門職との連携を図る取組として、福祉用具を利用しながら訪問看護等でリハビリテーションを受けている場合、居宅介護支援専門員から介護サービス事業所の機能訓練指導員の意見等を聞き取り、福祉用具とリハビリテーションそれぞれの有用性等について意見交換した。
		○取組目標
		①ケアプラン点検を22件実施する。 ②管内すべての事業所が、3年に1度ケアプラン点検を受けられるよう計画的に実施する。 ③福祉用具及び住宅改修等がサービスとして提供されているケアプランを点検し、適正なサービスの確保を図る。
	8	○実施内容・方法
		①前年度の取組を継続する。 ②前年度実施した点検結果から必要に応じて事業所に再点検を行う。
		○取組目標
		①ケアプラン点検を24件実施する。 ②管内すべての事業所が、3年に1度ケアプラン点検を受けられるよう計画的に実施する。 ③福祉用具及び住宅改修等がサービスとして提供されているケアプランを点検し、適正なサービスの確保を図る。
		○実施内容・方法
		①前年度の取組を継続する。 ②前年度実施した点検結果から必要に応じて事業所に再点検を行う。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
3.医療情報との突合・縦覧点検 事業実施の基本的な考え方 ↓ 報酬請求に疑義があるような事業所に対して確認等適切な処置を行い、訂正な報酬請求を促す。	6	○取組目標
		①国保連点検分以外の帳票について、引き続き全件点検していく。 ②現在有効活用できていない帳票について、活用方法を検討していく。
		○実施内容・方法
		①国保連合の介護給付適正化関連システム研修会や出張説明等、都と国保連が協同で実施する個別支援を活用し、有効活用につなげる。 ②不適切な請求が多い項目など、介護保険サービス事業者連絡協議会の各サービス連絡会等で周知・確認していく。
		○評価
		①国保連の介護給付適正化関連オンライン研修会に参加し、要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表や軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表、入退所を繰り返す受給者一覧などの帳票を点検するとともに、医療情報との突合を行い、事業者に対し適正な報酬請求を促すなど、より多くの帳票の有効活用につなげることができた。 ②不適切な請求事例や事業者からの質問事項などについて各サービス連絡会で周知するとともに、ケア倶楽部に掲載しているQ & Aを更新して全体的な周知を図った。
	7	○取組目標
		①国保連点検分以外の帳票について、引き続き全件点検していく。 ②現在有効活用できていない帳票について、活用方法を検討していく。
		○実施内容・方法
	8	①前年度の取り組みを継続していく。
		○取組目標
		①国保連点検分以外の帳票について、引き続き全件点検していく。 ②現在有効活用できていない帳票について、活用方法を検討していく。
		○実施内容・方法
		①前年度の取り組みを継続していく。